

秦漢初における「皇帝」と「天子」

— 戦国後期〜漢初の国制展開と君主号 —

The Son of Heaven and the Emperor in the Chin and Early Han times

杉村伸二

SUGIMURA Shinji

(社会科学教育講座)

(平成二十二年十月四日受理)

はじめに

紀元前二二一年、秦王政によって天下が統一され「皇帝」の称号が創出されて以来、二千年もの長きにわたり中華世界の君主の称号として「皇帝」号は継承されていった。一方、中華世界の君主の称号には、「皇帝」よりも古く周代から伝わる「天子」なる称号も使用されており、これも「皇帝」とともに継承されていった。

この二つの称号については、称号の意味や機能の違い、二つの称号の使用の区別などについて、これまでさまざまな分野から研究がされてきた。その端緒を開いたのが西嶋定生氏である。¹⁾ 西嶋氏は、秦における「皇帝」は「煌々たる上帝」の意であり、天帝と同一の絶対的な存在で

あったことから、天帝の命を受ける「天子」ではありえなかったとし、「皇帝」と「天子」とが併用されるようになったのは、漢代以降のこととする。劉邦が諸侯に推戴されて「皇帝」に就いたことでその意味が「王」に優越する天下の君主といったものでしなくなり、それとともに「天子」も同じような意味で併用され、文帝期の黄老思想を経て、最終的には前漢後半期に儒家思想によって、「皇帝」と「天子」の君主観が理論的に整備され、それと共に両者の機能区別が明確になった、²⁾ とい

う。この西嶋氏の見解に対しては、その後いくつかの反論が出された。とりわけ「皇帝」を「煌々たる上帝」の意であるとする点には、栗原朋信氏や浅野裕一氏から有力な反論がなされている。栗原氏は、「皇帝」号

が制定された際の秦王と丞相らとのやり取りから、「皇帝」号が「王」号より優越する君主号として「上古の帝位の号」である三皇・五帝から選択されているとし、西嶋氏の説くような「煌々たる上帝」、すなわち天と一体化したのではなく、あくまでも地上における最高君主に過ぎなかったとする⁽³⁾。また、浅野裕一氏も西嶋氏の「煌々たる上帝」説を退け、「皇帝」号が成立した当時の君主号の序列として「皇帝→王→公」があり、それまでの君主号である「王」号を超えた「帝」号のさらに上を行く「帝の中の帝」として「皇帝」号が成立したとしている⁽⁴⁾。こうした反論により、現在のところ、秦の「皇帝」号の意味については、栗原説や浅野説のほうが定着しつつある。

ただ、西嶋氏の描く漢代以降の「皇帝」と「天子」の関係については、その後の皇帝制度や祭祀に関する研究に大きな影響を与えている。なかでも漢の成立とともに「皇帝」号に「天子」号が接近し、前漢後半期以降になると、二つの称号の併用が理論的に整備されていき、「皇帝」が国内政治における君主としての地位に用いられ、「天子」が夷狄に対する中国の君主であるとともに天地祭祀の地位として用いられた、とする機能区分については、通説となっている。

私自身も西嶋氏の描くそうした流れについては、首肯し得るものだと考えている。しかし、西嶋氏は「皇帝」号を戦国期とは全く異なる新しい概念として捉えており、そのため戦国後期からの流れの中で、この問題を位置づけることが難しくなっている。「皇帝」号の選定のみならず、始皇帝の行った一連の「統一政策」は、戦国後期以来の文脈の中で位置付けなければ、その特異性のみが強調されてしまい、戦国秦の伝統の上に成立した統一秦、さらにはその後続く秦末漢初の実情を把握することは困難であろう⁽⁵⁾。

また、西嶋氏は漢初期の「皇帝」観の推移や「天子」号との関係について、主に黄老思想から儒家思想へという思想的な観点から議論している。もちろん思想的な観点も重要であろうが、そうした思想的な裏付けを必要とした現実の状況についても考慮する必要があるだろう。

私はこれまで漢初の郡国制について考察を進めており、漢初の文帝期ごろまでは諸侯王の存在を前提とした国制整備が進められてきたこと、そうした国制の在り方は統一直後の秦においても有力な選択肢であったことを論じてきた⁽⁶⁾。こうした議論の過程において、秦から漢初にかけての「皇帝」と「天子」との問題は、戦国後期から漢初にかけての国制の展開と密接に関係しており、この時期の国制の展開を併せて考えることで、また別の視点から論じることができるのでは、と考えるに至った。よって本稿では、「皇帝」号と「天子」号の問題を議論の中心にしつつ、戦国後期から漢初にかけての国制の展開と君主号との関係について考察してみた。

第一章 秦以前の君主号——「王」「帝」「天子」と「皇帝」——

(一) 戦国中期以降の「王」「帝」と「天子」

「皇帝」成立以前において、中華世界の君主号には「王」と「天子」の二つの称号が存在した。この二つの称号が併用されるようになったのは西周王朝の成立まで遡るとされる。豊田久氏によれば、文王が天命を受けた功績（「天命応受」者）に対して「天子」が用いられ、武王が武力で殷に克ち周の領域を表す「四方」を支配した功績（「四方匍有」者）に対して「王」が用いられたという⁽⁷⁾。しかし、豊田氏の意見に対して

は、異論も出されている。⁽⁸⁾ただ、これから考察すべき秦から漢初にかけての君主号に関する問題に直結するのは、西周初期の君主号よりも、「皇帝」号が登場する前夜、戦国期における「王」と「天子」がどのように語られていたのか、であろう。

まず「王」号についてであるが、「王」号の起源は古く、周以前まで遡る。⁽⁹⁾西周時代については、周王のみが「王」と称し、周王に封建された諸侯が「侯」や「公」を称していたことはいまでもない。しかし周の東遷以降、周王の権勢は衰え、春秋期の覇者体制をへて、戦国時代になるとついに諸侯が称「王」するに至る。周王が独占していた「王」号を諸侯が称するようになったことで、それまでの周王による秩序とは異なる、新たな秩序が模索されるようになる。その一つが、周王の支配領域を表す語であった「四方」が、新たな領域概念である「天下」に取って代わられたことである。安部健夫氏によれば、「天下」という語は極めて戦国的な語であり、周徳の衰微に伴い、周的秩序と結びついていた「四方」に代わって、新たな領域概念として「天下」が用いられるようになったという。⁽¹⁰⁾そして、この動きに軌を一にするように、乱立する諸王を従え、新たな領域概念である「天下」を支配する者として「帝」の存在が構想されるようになる。有名な例としては、戦国中期の斉・秦の東西称「帝」がある。

(昭襄王) 十九年、王為西帝、斉為東帝、皆復去之。(『史記』秦本紀)
紀元前二八八年、韓・魏を攻め、諸侯を入朝させていた秦の昭襄王が、東方で鄒・魯・衛などの諸侯を従えていた斉の湣王に対して、お互いに「帝」号を称するよう呼び掛けたことで、一時的ではあるが、新たな君主号として「帝」号が使用された。この「帝」号は、古くは「上帝」を指す語であったが、⁽¹¹⁾殷末期には帝乙・帝辛(紂王)と殷の王に対

しても「帝」字が用いられるように、人主に対する称号として用いられるようになっていた。この「帝」号が、戦国時代には「王」号の上位の君主号と考えられるようになり、⁽¹²⁾諸「王」が覇権を争う中で、一王国を超えて勢力を拡大させる者が登場するという事態に対し、「天下に王たる」者として「帝」号が用いられるようになってきた。「天下」という新しい世界観のもとで、「帝」の下に「王」が合同するという新しい秩序が構想されるようになったのである。⁽¹³⁾

一方、もう一つの称号である「天子」は、西周王朝の成立とともに発生したものであり、本来は周的秩序と密接に結びついた君主号であった。⁽¹⁴⁾しかし戦国時代になると、周代以前の古代の王にも「天子」をあてはめていくようになる。

舜之飯糗茹草也、若將終身焉、及其為天子也、被袵衣、鼓琴、二女果、若固有之。(『孟子』尽心)

湯得伊尹、以百里之地立為天子。(『韓非子』姦劫弑臣)

紂、天子也。天子失之而千乘得之、知之與不知也。(『呂氏春秋』有始覽謹聽)

いずれも戦国中期から後期にかけての成書とされる諸子の書であるが、そのなかでは舜や殷の湯王のみならず暴君とされた紂王までが「天子」であったとされている。戦国期には、「天子」の称号は「中華世界を統治する者」に対する称号として周代以前の君主に対しても使用されていたのである。

「王」が乱立する戦国中期以降、周王の権威は衰微する一方であったが、吉本道雅氏によれば、紀元前三三二三年に斉の威王が周王朝に朝し、ここで周王が「天子」であることが再確認され、「天子」である周王のもとに、諸侯である諸「王」が従う、という政治秩序が構想されてい

た。その際、齊の威王は「天子」のもとで諸「王」を統率する「霸王」としての位置を目指しており、時を同じくして成立した『孟子』にも「霸王」の語彙が登場することも、このころ構想された政治秩序のあり方を示しているという¹⁵⁾。これは後述する秦末に実現した項羽の政治秩序を考える上で参考になるだろう。いずれにしても、この時点ではかろうじて周王が「中華世界を統治する者」すなわち「天子」であるという認識があったものと思われる。

さらに戦国中期以降には、多くの文献に「天子—諸侯」という政治秩序を念頭に置いた儀礼や祭祀に関する言説が見られるようになる。儀礼については、『孟子』梁恵王に「天子適諸侯曰巡狩、巡狩者、巡所守也、諸侯朝於天子曰述職、述職者述所職也」とあり、「天子」の行う巡狩と「諸侯」の行う入朝とが対となる儀礼として語られている¹⁶⁾。また『礼記』曲礼下にも、「天子」とそれ以下の身分の礼に関する記述がまとまって見られる¹⁷⁾。そのなかで祭祀については、

天子祭天地、祭四方、祭山川、祭五祀、歲徧、諸侯方祀、祭山川、祭五祀、歲徧、大夫祭五祀、歲徧、士祭其先。

とあり、「天子」は天地四方と天下の名山大川を祭祀し、「諸侯」は自らが封ぜられた方角と封域内の山川を祭祀するとされている。さらに『呂氏春秋』の十二紀には、天子が四時において様々な祭祀儀礼を行うとの記述がある。なかでも郊祀については、春夏秋冬それぞれの初めに東西南北の郊の祭祀を行うことが記されている。郊祀とは「天」に対する最上の祭祀儀礼であり、少なくとも戦国末期には儒家において郊祀と祭天とが結び付けられるようになっていた¹⁸⁾。これは「天子」と祭天儀礼との結びつきを示す重要な記述である。元来「天子」とはその字義からすれば「天」からの委任によって人間界を統治する者という意味である¹⁹⁾。戦国期

においてもそうした考え方はやはり色濃く残っていたものと思われる。孟春紀には「立春之日、天子親率三公九卿諸侯大夫以迎春於東郊。」とあり、「天子」が「三公九卿諸侯大夫」を率いて郊祀を行うものとされている。「三公九卿」とあるところは、官僚機構の整備された統一前夜の秦の実情を反映していると思われるが、ここでも「天子—諸侯」という秩序のもとに、「天子」が主宰して天を祀するという思想が示されている。

このように戦国中期以降になると、「天子」は「諸侯」を率いて、各種祭祀や儀礼を行うとの言説が現れている。とりわけ天地の祭祀や祭天儀礼である郊祀を「天子」に限定し、「天子」の祭祀のもとに「諸侯」が従うという秩序は、「帝」の下に諸「王」が合同するという戦国中期以降の政治秩序構想と軌を一にするように、「天子」についての言説が作られていったことを物語っている。

ここで先秦における君主号についてまとめておく以下のようになる。西周以来、君主号には「王」と「天子」の二つの称号があり、いずれも周王のみに用いられていたが、周的秩序が衰退した戦国期になると、諸侯がそれぞれ「王」を称すようになり、「王」が乱立することになった。時を同じくして、中華世界の新たな領域概念として「天下」が成立し、諸「王」を率いて「天下」を統治する「帝」の存在が構想されるようになる。「帝」とは、中華世界を実効的に支配する者であり、この段階では「帝」のもとに諸「王」が従うような秩序が構想されていたと考えられる。

一方の「天子」については、周王のみならず古代の君主に遡って称せられるようになり、「中華世界を統治する者」としての称号として使用されるようになった。「天子」は天地祭祀や天下の山川祭祀を主宰する

ものであり、そうした権威を背景に「諸侯」を率いるものとして語られていた。

戦国時代に新たな秩序が模索される中で、現実にかかる諸王間の抗争の結果、諸王を束ねる「帝」が構想され、それと同時に祭祀や儀礼において諸侯を率いてそれらを主宰する「天子」が構想された。二つの称号とも、拡大し戦乱の続く中華世界の新しい秩序を模索する中で、「天下」という新たな世界を統治する君主号として考えられたのであるが、「帝」のほうは、より現実的な力、すなわち武力による「天下」の実効的な支配を想定した君主号であり、「天子」のほうは天地祭祀や儀礼といった祭祀面での優位性のうえに成立している君主号であったといえよう。そしていずれも「帝—王」、「天子—諸侯」という秩序を想定し、諸王を束ねて天下を統治するという世界観が構想されたのである。戦国中期以降に新たに構想された秩序のあり方としては、「王」や「諸侯」を前提とし、その上に「帝」や「天子」が在ってそれらをまとめるといふ秩序が一般的であったのであり、「王」や「諸侯」を排除した一元的な秩序というものは、やはり、秦王政による統一の直前になって急激に推し進められたものであったことを示唆している。⁴⁰⁾

(二) 始皇帝による「皇帝」号の創出

秦王政は諸侯を滅して天下統一を果たしたのち、新たな君主号として「皇帝」を創出した。秦王政が「皇帝」号を選定した経緯については、これまでの研究でも紹介され詳細に検討されているが、いま一度引用しておこう。

「皇帝」号が採用された経緯を記すのは、『史記』秦始皇本紀の始皇二十六年（前二〇一）の記事である。

秦王初并天下、令丞相、御史曰「……寡人以眇眇之身、興兵誅暴乱、頼宗廟之靈、六王咸伏其辜、天下大定。今名号不更、無以称成功、伝後世。其議帝号。」丞相綰、御史大夫劫、廷尉斯等皆曰「昔者五帝地方千里、其外侯服夷服諸侯或朝或否、天子不能制。今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海内為郡县、法令由一統、自上古以来未嘗有、五帝所不及。臣等謹與博士議曰『古有天皇、有地皇、有泰皇、泰皇最貴。』臣等昧死上尊号、王為『泰皇』。命為『制』、令為『詔』、天子自称曰『朕』。王曰『去『泰』著『皇』、采上古『帝』位号、号曰『皇帝』。他如議。』制曰『可。』

秦王政は、東方六国を倒し、「天下大いに定」まった自らの功績に対し、「王」号のままではその功を後世に伝えることができないとして、「帝号を議せよ」と丞相らに命じている。この発言は、「天下」を定め、統治するべき者の称号としては「帝」号こそが似つかわしいという考えが、秦王政にもあったことを示している。それに対し臣下の回答は、「天皇・地皇・泰皇」なる古の君主号を引用し、その中でも最も尊貴だとする「泰皇」の称号を推薦した。しかしこの「泰皇」という称号、さらに言えば、臣下が持ち出してきた「天皇・地皇・泰皇」なる君主号が如何なるものかというのが、実はよくわからないのである。

まず「泰皇」については、『史記索隱』では「天皇、地皇の下に即ち泰皇と云うは、当に人皇たるべし」とあり、世界の上下方向を表す「天・地・人」の組合せを手掛かりにして「人皇」であろうとする。このとき臣下が引用した「天皇・地皇・泰皇（＝人皇）」が、いわゆる「三皇」であり、ここから「皇帝」号が「三皇五帝」から創出されたという見解が栗原・浅野両氏の説のもとになっているのである。しかしながら『史記』のこの記事では、臣下らはこの「天皇・地皇・泰皇」が「三皇」

であるとは言っていないのである。

そもそも「三皇」という語句自体、先秦文献にはあまり用例が見つからない。統一直前の秦における思想体系を網羅した『呂氏春秋』には、「三皇」の用例を五例ほど見出すことができる。例えば孟夏紀・用衆の「夫れ衆より取るは、此れ三皇五帝の大いに功名を立つる所以なり」や、孝行覽・孝行の「夫れ孝は三皇五帝の本務にして万事の紀なり」とあるのがそれである。『呂氏春秋』においては常に「三皇五帝」として用いられているが、「三皇」の具体的な内容は記されてはおらず、またその他の先秦文献においても、「三皇」の具体的な内容を記したものは見られない。²¹ 「天皇」「地皇」「泰皇（人皇）」それぞれについても、「天皇」がかかるうじて『詩』周頌に「於昭于天皇以間之」とあるのが見られるくらいであり、「天皇・地皇・泰皇（＝人皇）」の組み合わせに至っては、『呂氏春秋』にもその他の先秦文献にも全く見られず、『史記』秦始皇本紀の記事が初出である。

つまり、秦王政の「帝号を議せよ」の命に対し博士や臣下が提出した「天皇・地皇・泰皇」なる君主号が、一体何を典拠にして出されたものなのか、不明であると言わざるを得ないのである。ただあくまでも「帝」号の議論がもとにあるならば、戦国後期以来の「帝」号の延長線上にあると考えられる。刻石文にも、

六合之内、皇帝之土。西涉流沙、南盡北戸。東有東海、北過大夏。人迹所至、無不臣者。（琅邪台刻石）

遂興師旅、誅戮無道、為逆滅息。武殄暴逆、文復無罪、庶心咸服。惠論功勞、賞及牛馬、恩肥土域。皇帝奮威、德并諸侯、初一泰平。（碣石刻石）

とあり、武力によって「天下」を統一したという功績が「皇帝」である

という意識が表れている。これは戦国後期に構想されていた、天下を實力で統治する「帝」号の延長線上に、「皇帝」号があったことを示している。しかし秦の「皇帝」が「帝」と決定的に異なるのは「帝王（諸侯）」という秩序ではなく、天下を郡県制により一元的に統治した点である。それについて琅邪台刻石には、

古之帝者、地不過千里、諸侯各守其封域、或朝或否、相侵暴乱、殘伐不止、猶刻金石、以自為紀。古之五帝三王、知教不同、法度不明、假威鬼神、以欺遠方、實不称名、故不久長。其身未歿、諸侯倍叛、法令不行。今皇帝并一海内、以為郡県、天下和平。

とあり、「古の帝者」と「皇帝」との違いに、諸侯の存在の有無があることが明確に記されている。これを見れば、秦の「皇帝」とは、封建制を否定し「天下」を郡県制で一元的に統治する者としての意味があったということになるだろう。²² しかし『史記』の記述を見ると、君主号の創出がまず先にあり、そこで「皇帝」号が決定する。そののち丞相らによる子弟封建の提言と李斯による反駁があり、その結果、郡県制の全国施行が決定したのである。『史記』の記述通りに事が運ばれたとするならば、「皇帝」という君主号には、当初から封建制の否定と郡県制の全国施行があったとは考えにくい。ただ、天下を郡県制によって一元的に統治したことが、結果的に秦の「皇帝」号にそれまでの「帝王」という秩序とは異なる意味合いを持たせることになったと思われる。

いずれにしても現時点では、「皇帝」という称号が「皇」＋「帝」であり、「帝」が「天下」を實力で統治する者であるという戦国以来の考え方の延長線にある、ということとは分かるが、「皇」が一体何を指すのか、そして「皇」と「帝」とを組み合わせた造語である「皇帝」が、どのような思想的背景をもっていたのかは、不明とせざるを得ないという

ことになる。

同様に、秦における「皇帝」と、戦国期に「帝」とともに言説化されていた「天子」との関係についても、諸説があつてはつきりしない。これまでの説は大きく分けて三つある。西嶋定生氏は、「皇帝」とは「煌々たる上帝」の意であり、「上帝」と等しい始皇帝は「天子」ではなかつたとする⁽²³⁾。いっぽう栗原朋信氏は、秦では戦国以来、天の祭祀を行つており、始皇帝も「天子」であつたとする。たしかに始皇帝は天地祭祀である「封禪」を行つており、「皇帝」号に祭天思想との矛盾は見られない。ただこの二人の議論では、「天子」をその本来の字義である「天」の委任を受けて地上を治める者としての意味として考え、そのうえで、秦の「皇帝」が「天子」であつたかを論じている。しかし、当時の「天子」号がそうした字義どおりに考えられていたのかは怪しいところである。それに対して浅野裕一氏は、始皇帝は「天子」と称していないが重臣達は「皇帝」を「天子」と称していたことから、秦では「天子」を「天下の支配者」程度の意味でしか用いず、正確な理論づけをしなかつた、としている⁽²⁵⁾。この見解は「天子」本来の字義に縛られることなく、当時の「天子」がどのように使用されていたかという点が考慮されている点で、西嶋、栗原両氏より当時の実情に近いように思われる。しかし、秦における「皇帝」と「天子」との関係についても、それを検討するにはあまりにも史料が限られている。

『史記』秦始皇本紀には「天子」の用例が四例ほど見られる。先に引用した「皇帝」号選定の際の臣下の発言中に、「天子の自称を『朕』と曰はん」とあるのが一つ。また二世皇帝の即位後に廟制を定めた際に「天子の儀、当に独り酌を奉じて始皇の廟をのみ祠るべし」とあり、二世皇帝に「天子」の儀を説いている例。さらに趙高が二世皇帝を禁中に

居らしめるために述べた「天子の朕と称すは、固より声をだも聞かず」という発言。そして子嬰が劉邦に降伏する際に「天子の璽符を奉じ、軹道の旁に降る」という四例である。最後の一例については、同じ内容が高祖本紀にもあり、そこでは「皇帝の璽符節を封じて、軹道の旁に降る」とあり、いずれが正しいかは不明である。また先の三例は始皇帝や二世皇帝が自称したのではなく臣下の発言である。これらの史料だけでは、秦の「皇帝」と「天子」との関係性を論じることは難しい。現時点では、浅野氏の説くように、「天子」号は使用されていたようだが、「皇帝」号との理論的な関係づけはなされなかつた、とするのが穏当だろうと思われる。

以上のように、秦ではじめて創出された「皇帝」号の意味、そして「皇帝」と「天子」との関係といった、非常に重要な問題については、史料上の制約により不明な点が多い。その中で言えることは、戦国以来の「帝」号の延長線上に「皇帝」号が創出されたが、始皇帝が郡県制の全国展開を行ったことで、戦国以来の「帝」号とは異なる性格が付与されるにいたつたということ、「皇帝」号が天地祭祀と矛盾することはなかったが、天地祭祀を主宰する者として言説化されていた「天子」号を積極的に利用することもなかつた、ということぐらいである⁽²⁶⁾。

第二章 高祖による「皇帝」の継承

始皇帝が万世まで継承されることを願つて採用した「皇帝」であつたが、秦の治世は始皇帝の死とともに瓦解し、再び諸侯による群雄割拠の時代に入った。陳涉呉広の反乱をきっかけとして各地で戦国王権が復活

したが、その中で台頭したのが、楚とその上將軍の項羽であった。項羽は諸侯を率いて咸陽に進攻して秦を滅ぼすと、主君の懷王を義帝にまつりあげ、自らの裁量で秦滅亡に功績のあった諸侯を各地に封建していった。

(漢元年) 春正月、陽尊懷王為義帝、実不用其命。二月、羽自立為西楚霸王、王梁楚地九郡、都彭城。背約、更立沛公為漢王、王巴蜀漢中四十一県、都南鄭。三分関中、立秦三將。章邯為雍王、都廢丘。司馬欣為塞王、都櫟陽。董翳為翟王、都高奴。楚將瑕丘申陽為河南王、都洛陽。趙將司馬卬為殷王、都朝歌。当陽君英布為九江王、都六。懷王柱国共敖為臨江王、都江陵。番君呉芮為衡山王、都郢。故齊王建孫田安為濟北王。徙魏王豹為西魏王、都平陽。徙燕王韓広為遼東王。燕將臧荼為燕王、都薊。徙齊王田市為膠東王。齊將田都為齊王、都臨菑。徙趙王歇為代王。趙相張耳為常山王。(『漢書』高帝紀)

この時、項羽が定めた秩序とは、楚を中心とし、義帝のもとで霸王である項羽が自らの封建した諸王をしたがえる、「義帝—霸王—王」という秩序であった。これは始皇帝が打ち立てた、天下を郡県制によって統治する「皇帝」秩序を否定したものであり、「帝」のもとに諸「王」が従うという秩序の出現は、戦国期の構想の延長線上にあったと考えられる。

ただ、君主号という問題から見たとき、項羽によって定められた「義帝」という称号については、その意味を特定するのが難しい。「義帝」は、生前の呼称であるので諡号ではなく、「皇帝」と同じく君主号であろう。項羽が懷王を「義帝」と定めた経緯について、『史記』高祖本紀には「懷王者、吾家項梁所立耳、非有功伐、何以得主約。本定天下、諸將及籍也。」乃詳尊懷王為義帝、実不用其命。」とあり、天下を定めた

功績は懷王でなく、諸侯の力、とりわけ項羽自身の力であることから、懷王を尊ぶことは「詳り」であるとはつきりと述べている。このことから「義帝」＝「仮りの帝」であるという説もあるが、項羽の意図がどこにあったかは史料もなく推測するほかない。ただ少なくとも、懷王に「帝」号を奉ったということは、「天下」を定めたのは自分であると自負する項羽の頭の中にも、諸王の上に立つて「天下」を裁量するのは、あくまでも「帝」であるべきだという前提があったということを示唆している。だからこそ、詐りとはいえども「帝」を立て、自らはそのもとで「霸王」として、諸王の上に立つほかないと考えたのであろう。

秦の滅亡後に「帝—霸王—王」という秩序が創出された際に、項羽によって漢王に封建された劉邦であるが、その後の項羽との「楚漢戦争」に勝利し、劉邦は諸侯に推戴されて「皇帝」位に就いた。

是諸侯上疏曰「楚王韓信・韓王信・淮南王英布・梁王彭越・故衡山王吳芮・趙王張敖・燕王臧荼味死再拜言大王陛下。先時秦為亡道、天下誅之。大王先得秦王、定関中、於天下功最多。存亡定危、救敗繼絶、以安万民、功盛德厚。又加惠於諸侯王有功者、使得立社稷。地分已定、而位号比擬、亡上下之分、大王功德之著、於後世不宣。味死再拜上皇帝尊号。」漢王曰「寡人聞帝者賢者有也、虚言亡実之名、非所取也。今諸侯王皆推高寡人、將何以処之哉。」諸侯王皆曰「大王起於細微、滅乱秦、威動海内。又以辟陋之地、自漢中行威德、誅不義、立有功、平定海内、功臣皆受地食邑、非私之也。大王德施四海、諸侯王不足以道之、居帝位甚実宜、願大王以幸天下。」漢王曰「諸侯王幸以為便於天下之民、則可矣。」於是諸侯王及太尉長安侯臣綰等三百人、與博士稷嗣君叔孫通謹択良日二月甲午、上尊号。漢王即皇帝位于汜水之陽。(『漢書』高帝紀下)

これにより始皇帝の創出した「皇帝」号が漢にも継承されたのであるが、なぜ漢は秦の創出した君主号を採用したのであろうか。²⁹この時点では「皇帝」という君主号は、未だ数十年しか使用されておらず、二世皇帝の崩御後は消滅していた称号なのである。

劉邦がまだ充分に熟していなかった秦の君主号を踏襲した背景には、成立当初の漢が秦の後継国家として出発していたことが関係していると思われる。項羽による秩序が成立直後からほころびを見せ始めると、劉邦は封地漢中より旧秦の京畿である関中へと進行して関中を平定する。そしてその地において国家としての体制を整えていく。その際、

（高祖二年）二月癸未、令民除秦社稷、立漢社稷。施恩德、賜民爵。

蜀漢民給軍事勞苦、復勿租稅二歲。関中卒從軍者、復家一歲。拳民年五十以上、有脩行、能帥衆為善、置以為三老、郷一人。挾郷三老一人為県三老、與県令丞尉以事相教、復勿繇戍。以十月賜酒肉。（『漢書』高帝紀）

とあるように、秦の社稷を除いて漢の社稷を立て、統治体制を更めていくが、その際用いられた制度は、劉邦の故地である楚の制度ではなく秦制であった。県の長官を楚制では「公」とするが、漢が用いたのは「県令丞尉」とあるように秦制の「令」であった。また「十月を以て酒肉を賜う」とあるように、楚制の正月歳首ではなく、秦制の十月歳首を採用している。そのほかにも、

漢興、高祖曰「北時待我而起」、亦自以為獲水德之瑞。雖明習曆及張蒼等、咸以為然。是時天下初定、方綱紀大基、高后女主、皆未遑、故襲秦正朔服色。（『史記』曆書）

とあるように、漢の建国から呂后の臨朝称政期までは、秦が定めた水徳や正朔服色を踏襲していたのである。³⁰秦制を継承し、秦の後継国家を任

じていた漢であればこそ、秦の創出した「皇帝」号を採用したのであろう。

秦の「皇帝」号を継承した漢の高祖劉邦であったが、西嶋氏をはじめ先行研究が指摘するように、その性格までをそのまま継承することはできなかつた。その理由は、漢王劉邦の「皇帝」への即位が、同列の諸王からの推戴によって成立したことによることは間違いない。³¹始皇帝の場合、競合する他国の王を實力で排除したことで、絶対的な権力を有していた。しかし劉邦の場合は、先にも引用したように、

行威徳、誅不義、立有功、平定海内、功臣皆受地食邑、非私之也。大王徳施四海、諸侯王不足以道之、居帝位甚実宜（『漢書』高帝紀下）

と他の諸侯が言うように、天下を私せず、諸侯や功臣を封建した徳によって、帝位に就くことを認められたのである。つまり劉邦の帝への即位と「皇帝」号の継承は、同格の封建諸侯の存在を前提としたものであり、それは項羽の敷いた体制である「帝—（霸王）—王」という秩序を継承したものであるといえよう。天下を主宰するものとして「皇帝」号と官僚機構や律令体系などの各種制度を秦から継承した劉邦は、政治秩序については、項羽の楚の秩序を継承したのである。

もつとも劉邦は、皇帝に即位した直後から、自らを推戴した諸侯の肅清を行い、東方の要地である斉などを一度は直轄郡とした。しかし、

（高祖六年）詔曰「齊、古之建国也、今為郡県、其復以為諸侯。將軍

劉賈數有大功、及挾寛恵脩絜者、王齊・荆地」。春正月丙午、韓王信等奏請以故東陽郡・鄆郡・呉郡五十三県立劉賈為荆王、以碭郡・薛郡・郷郡三十六県立弟文信君交為楚王。壬子、以雲中・鴈門・代郡五十三県立兄宜信侯喜為代王、以膠東・膠西・臨菑・濟北・博陽・城陽郡七十三県立子肥為斉王。（『漢書』高帝紀下）

と、あらためて一族子弟を封建し直している。いわゆる「郡国制」の採用である。これは広大な天下の領域すべてを郡県制で直接統治することが困難だったことから、天下を分割してそれぞれの地域に劉氏一族の諸侯王を配すことで、漢法に基づく郡県制的統治を小さな単位で行おうというものであった。³² これによって、漢はあらためて諸侯王の存在を前提とした秩序の構築を進めることになったのである。

こうした秩序、すなわち「皇帝」のもとに諸侯王を封建するという秩序の在り方は、いふなれば「帝—王」あるいは「天子—諸侯」という戦国期に構想された秩序の再現といえよう。ここに始皇帝創出の新たな君主号である「皇帝」と、秦代では君主号として議論されなかった「天子」との接近ならびに併用が行われることになる。その状況は次の詔に端的に示されている。

吾立為天子、帝有天下、十二年于今矣。與天下之豪士賢大夫共定天下、同安輯之。其有功者上致之王、次為列侯、下乃食邑。……吾於天下賢士功臣、可謂亡負矣。其有不義背天子擅起兵者、與天下共伐誅之。布告天下、使明知朕意。（『漢書』高帝紀下）

この詔は、高祖の死の直前、高祖十二年（前一九五）に出されたものである。また、この詔と同時に行われたのが、「非劉氏不得王、非有功不得侯。不如約、天下共擊之」（『史記』絳侯周勃列伝）という、いわゆる「白馬の盟」と呼ばれる盟約である。³³

まず詔では「立ちて天子となり、天下を帝有する」、「天下の豪士賢大夫と共に天下を定め」とあり、諸侯や賢人と共に天下を保有するものとして、「皇帝」であると同時に「天子」であることを劉邦自身が明言している。また「白馬の盟」においては、劉氏一族が諸侯王に、功績のあるものは列侯という「皇帝—諸侯王—列侯」という体制とその維持に

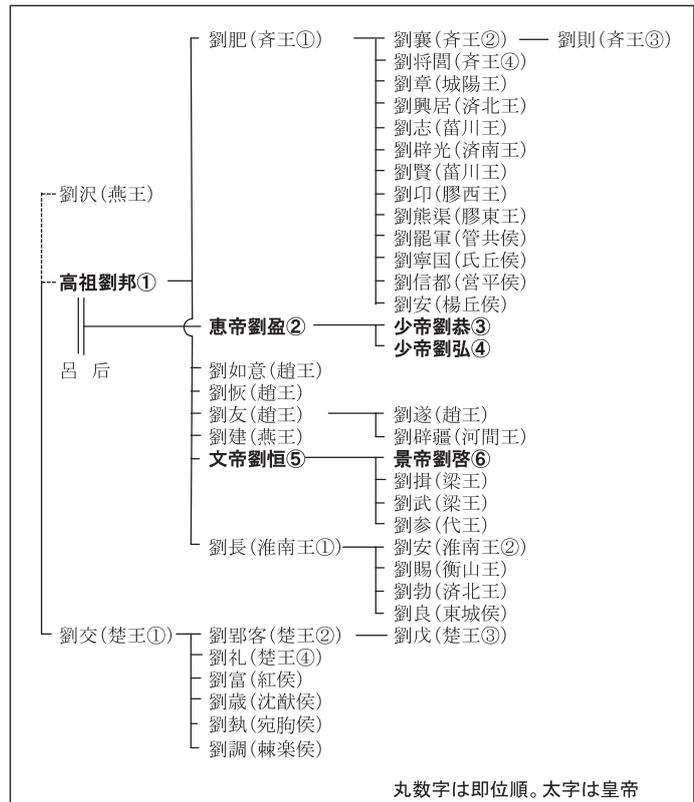
ついでの本原則を確認し、約に従わない場合は「天下共に之を撃て」と言うものである。ここでもやはり、天下は「皇帝」一人のものではなく、共有するものであることが確認されている。

始皇帝の創出した「皇帝」号は、周的秩序が崩壊していく過程で構想された「天下」という新たな領域概念を實力で支配する「帝」をもとに創出された称号であった。しかしそこには、郡県制による一元的な支配体制を背景とした君主号という性格が色濃く残っていたはずである。その「皇帝」号と秦の統治制度を継承した劉邦は、同じく「天下」を保有するものとして「帝」位に就いたが、その「天下」は「皇帝」一人で支配するものではなく、天下の賢人・諸侯と共有するものであることをはっきりと宣言した。そうして定められた、「皇帝」のもとに諸侯王を封建するという体制³⁴「郡国制」は、「天子」のもとに「諸侯」が従うという、戦国後期に構想された秩序を再現したものとなり、それに伴って、秦では積極的に用いられることのなかった「天子」の重要度が増していったのである。

第三章 文帝期における「天子」の理論化

劉邦は、君主号こそ始皇帝の創出した「皇帝」号を継承したが、「郡国制」を採用したことで、政治秩序については、皇帝の下に諸侯王が存在するという項羽の定めた秩序を継承することになった。それによって絶対的な権威と権力を兼ね合わせた「皇帝」の称号に、あらたに「天子」の称号が意図的に併用されるようになった。こうした動きをより明確にしたのが、第五代文帝劉恒である。³⁵

年号	出来事
文帝元年(前一七九)	趙王劉遂・燕王劉沢を封建。
文帝二年(前一七八)	河間王劉辟疆・城陽王劉章・濟北王劉興居封建。
文帝三年(前一七七)	淮南王劉長、漢朝の大臣・審食其を殺害。 濟北王劉興居反乱↓捕縛され自殺。
文帝四年(前一七六)	宗室の属籍にある者の賦税を免除、諸侯王子に邑二千戸を賜う。
文帝六年(前一七四)	淮南王劉長、謀叛の嫌疑↓蜀に流される途上で病死。
文帝七年(前一七三)	列侯太夫人、夫人、諸侯王子、吏二千石の無断逮捕を禁止。
文帝八年(前一七二)	淮南王劉長の王子四人を列侯に封建。
文帝十二年(前一六八)	諸侯王の娘に邑二千戸を賜う。
文帝十六年(前一六四)	齊悼惠王子六人、淮南王劉長王子三人を諸侯王に封建。



もともと代王であった劉恒が漢の皇帝位を継承したのは、臨朝称制した呂後の死後、クーデタを謀った呂氏一族を鎮圧した大臣層の推戴によるものであった。齊王劉襄や淮南王劉長などの他の有力候補を差し置いて即位した文帝は、即位後ただちに呂氏誅滅の論功行賞を行い、呂氏一統に封地を奪われたり不遇をかこっていた劉氏一族の封建を行い、高祖路線の継承を内外に知らしめた。その後も、傍系からの即位という事情から、有力王家とのバランスに配慮しながら宗室分封を実施していく。年表中のように、文帝は治世初期の二度の諸侯王謀叛事件を経験するが、そのたびに宗室に対する恩典を施し、宗室感情を鎮静化させようとしている。文帝は、高祖が採用した「郡国制」による統治体制の維持に腐心していたのである。

高祖路線の継承を謳った文帝にしてみれば、宗室諸侯王の存在を前提とした「郡国制」を維持しつつ、そのうえで漢朝の支配体制を確立しなければならなかった。そのためには宗室内部における皇統の地位の確立も必要不可欠である。しかし即位当初の文帝一族と他の王家との間に家格の差異はなく、むしろ齊王家や楚王家などのほうが家格が上であったようである。たとえば齊王家は呂后期に王子である劉章と劉興居を宿衛として都に参上させ、二人は中央政界で一定の地位を得ているし、楚王家でも元王劉交の子、劉郢客が長安で学問をおさめ、宗室管理を掌る宗正に就任している⁽³⁶⁾。また文帝の即位の時点では、琅邪王であった劉沢が劉家の長老として一定の発言力を有していたこともうかがえる⁽³⁷⁾。こうした状況においては、文帝も宗室諸侯王に対して慎重な姿勢で臨まざるを得なかっただろう。

しかも、文帝の即位当初は、諸侯王の反乱など、宗家としての立場の脆弱さを示すのみならず漢の皇帝権さえも脅かしかねない問題が出始め

ていた。文帝はそうした問題に対して、宗室全体に恩賜を与え、新たな封建を行うことで、バランスを取ってきた。文帝十六年（前一六四）の斉王家、淮南王家の諸王子に対する一斉封建が、おそらくはそうした動きの最後であろう。この封建以降、文帝治世中に諸侯王国に変動はなく、諸侯王にも目立った動きはなくなる。この時点で、「郡国制」の下での漢朝と諸侯王とのバランスが一応保たれたものと思われる。こうした状況を受けて行われるのが、漢帝国の祭祀儀礼や正統性に関わる動きである。以下でこれら一連の動きを追っていきこう。

『漢書』郊祀志上には、

文帝即位十三年、下詔曰「秘祝之官移過於下、朕甚弗取、其除之」。

始名山大川在諸侯、諸侯祝各自奉祠、天子官不領。及齊、淮南國廢、

令太祝尽以歲時致礼如故。

とある。文帝十三年に直接懸かるのは、皇帝に降りかかる災厄を下の者に移していた秘祝の官を除くことであるが、郊祀志はその後に続けて、それまで諸侯王国にあった名山大川の祭祀権を回収し、中央の太祝に一括して主催させることになった、と記している。ここで「齊」と「淮南」を廃したとき、とあるが、これは「済北」と「淮南」の誤りであろう。済北、淮南の二国は、先述のとおり文帝初期に謀叛事件を起こして国除されているが、齊が国除されたことはない。また済北には東方の聖地・泰山があり、淮南にも天柱山という霊山がある³⁸。この二国の国除の機会に、それ以外の王国内にある名山の祭祀権も併せて、諸侯王国の祝官から漢の太祝へ移管したと考えられる。天下の名山大川の祭祀については、始皇帝の天下統一後、中央の巫祝によって統括されたが、漢代には諸侯王国内に在るものは王国によって祭祀がなされるようになった。その諸侯王にあった王国内の山川祭祀権を中央に回収したのである。こ

の政策に関して想起されるのは、『礼記』王制篇の、

天子祭天地、諸侯祭社稷、大夫祭五祀、天子祭天下名山大川、五嶽視

三公、四瀆視諸侯、諸侯祭名山大川之在其地者。

とある、天子は天下の名山大川を祭るものだという記述である。もつとも同文中に諸侯は自領地にある名山大川を祭るとも記されているが、戦国中期から漢初にかけては、天子が天地の祭祀を行うものであるという思想が存在しており、文帝の政策もこうした言説に則ったものといえるだろう。これに関連して、十五年（前一六五）には、「修名山大川嘗祀而絶者、有司以歲時致礼」（『漢書』文帝紀）とあり、名山大川の祭祀が絶えている所は官吏に祭祀させるようにしている。

文帝十四年（前一六六）には、魯人公孫臣が改正朔、服色のことを上奏する。この年から、改元して文帝後元年（前一六三）までは、こうした正統論や祭祀儀礼について、漢の朝廷で議論が活発に行われている。この一連の議論は『漢書』の郊祀志に記載されているが、全文を引用するには少々長すぎるので、ここでは事件の起きた順に、要点だけまとめしておく⁴⁰。

① 公孫臣に、漢土徳説による正朔・服色の改正を議論させた。（十四年・十五年）

② 初めて雍で郊祀を行った。（十五年）

③ 新垣平の進言で五帝廟を作り、五帝を祭った。（十五年・十六年）

④ 博士諸生に『王制』を作らせ、巡狩・封禪について議論させた。（十六年）

⑤ 初めて在位中に改元した。（十六年）

いずれも黄龍の出現などの瑞祥や、沈む日が再び中天に上がるなどの怪奇現象がきっかけとなっており、やや胡散臭さを残すが、少なくとも

文帝が漢の正統性や天子としての祭祀儀礼などに、積極的に取り組もうとしていたことは看取されよう。②の郊祀について、文帝が下問した際に、有司が「古は、天子は夏親ら上帝を郊に郊祀す。故に郊と曰う」と、古制による天子の祭祀を引き合いに出していることも興味深い。④の『王制』製作や、巡狩・封禪の議論なども、古制や天子概念の積極的利用の例として見て良いだろう。文帝の作らせた『王制』については、『史記索隱』に引かれている『劉向七録』に、「文帝の造る所の書なり、本制、兵制、服制篇有り。」とあるところからすれば、おそらくは経書の中からこれらの篇目に関係した記事を集めてきたものであろう。現行『礼記』王制のような、天子の政治制度に関する言説が集められていた可能性が高いものと思われる。一方の巡狩や封禪も古代聖王の行動として言説化されていたものである。⁽⁴²⁾

そもそも文帝の時代には、古制に基づく発言や、天、天命に関する発言が繰り返されている。例えば文帝二年（前一七八）十月に出された列侯就国の詔は、

朕聞古者諸侯建国千餘、各守其地、以時入貢、民不勞苦、上下驩欣、靡有違德。

とあるように、古制の諸侯のあり方を引き合いに出して、列侯に就国することを命じており、また文帝十四年（前一六六）春の詔でも、

昔先王遠施不求其報、望祀不祈其福、右賢左戚、先民後己、至明之極也。（『漢書』文帝紀）

と先王の行いに則って、祀官が自分の為にのみ祈ることを止めさせている。また文帝二年（前一七八）には籍田を開き、文帝十三年（前一六七）には皇后による親桑儀礼を開始しているが、籍田、親桑については、『呂氏春秋』孟春紀と季春紀に、

是月也、天子乃以元日祈穀於上帝。乃擇元辰、天子親載耒耜、措之參于保介之御間、率三公九卿諸侯大夫躬耕籍田、天子三推、三公五推、卿諸侯大夫九推。（孟春紀）

是月也、命野虞、無伐桑柘。鳴鳩拂其羽、戴任降于桑。具楸曲筥、后妃齋戒、親東鄉躬桑、禁婦女無觀。（季春紀）

とあるように、両者ともすでに天子の儀礼として言説化されていた。⁽⁴³⁾

同様に、天や天命についての発言は、文帝二年（前一七八）に、初めて賢良方正科を推挙させる時の詔で、

朕聞之、天生民、為之置君以養治之。人主不徳、布政不均、則天示之災以戒不治。（『漢書』卷四文帝紀）

と、天災は人主が不徳で政治が滞っていることを示していると、はっきり言っているし、文帝後元年（前一六三）春の詔でも、

問者数年比不登、又有水旱疾疫之災、朕甚憂之。愚而不明、未達其咎。意者朕之政有所失而行有過與。乃天道有不順、地利或不得、人事多失和、鬼神廢不享與。

というように、数年来の飢饉、災害が自分の失政にあると述べている。このように、文帝はしきりに天人相関的な発言を繰り返しているのである。天災が皇帝の不徳に由来するという発言は、一見すれば自らの失政を暴露しているかのようなものであるが、裏を返せば、天の存在を強調すること、その命を受けた「天子」として、「皇帝」を権威付けようとするものともいえよう。

以上みてきたように、文帝期には、しきりに政治と天・天命との関係が取り沙汰され、それと同時に古の「天子」にまつわる言説がなされ、それに基づいた政策の立案実行がなされた。その背景には、諸侯王国の枠を超えた天下を領有する「皇帝」を、「天子」の概念で理論的に関連

付けようという意図があったものと考えられる。封国内において「皇帝」と同様の権能を有する諸侯王の存在を前提としながらも、それら諸侯王より皇帝を上位に押し上げるための論理としては、古制や天人相関に基づいた「天子―諸侯」という戦国後期に構想された世界観とその秩序は、極めて好都合な理論であった。そして、「皇帝」を「天子」と結びつけ、諸侯王の上に押し上げることは、同時に宗室の中においても、文帝劉恒の家を上位に位置付けることにつながったと考えられる。その上で注意すべきは、これら一連の政策が取られている最中の文帝十六年（前一六四）において、斉、淮南の十王封建を敢行していることである。このことは、文帝による皇帝権威の確立が、皇帝への一元化を目指すものではなく、あくまでも劉氏一族による分割統治体制を維持したうえで、皇帝を諸侯王中においても、また宗室中においても、最上位に押し上げるための施策であったことを物語っている。

おわりに

周的秩序が崩壊した戦国後期には、次代のあるべき秩序の構想がなされ、そこでは「天下」という新しい領域を統治すべき者として「帝」や「天子」といった伝統的な君主号が持ち出された。「帝」や「天子」を用いて示された新しい秩序とは、諸王が争う状況を実力で治め、「帝―王」という序列のなかで天下を統治し、あるいは諸侯を率いて天下の祭祀を主宰する「天子―諸侯」という序列にもとづく秩序であった。

実際に武力によって周王朝ならびに六国を併合し天下を統一した秦王政は、その「帝」による「天下」の統治という考え方の延長線上で、臣

下に「帝」号を議論させたが、結果として採用されたのは「皇帝」なる称号であった。このとき用いられた「皇」がどのような意図で付加されたかははっきりしないが、いずれにしても新たな称号を得た始皇帝が行った郡県制による天下の一元的統治により、「皇帝」号は戦国後期に構想されていた「帝―王」という秩序とは異なる性格をもつことになり、「帝」とともに言説化されていた「天子」号も積極的に利用する必要はなくなっていた。

始皇帝の崩御によって秦の天下はもろくも崩れ去り、「皇帝」の称号も一度は消滅した。その後の天下を主宰した項羽は、義帝の下に自ら霸王となり王を封建していった。これにより「帝」のもとに諸「王」が従うという、戦国後期に構想された秩序が実現することとなった。その秩序の中から頭角を現した劉邦は、諸「王」によって推戴される形で「帝」位に就くが、その時に採用されたのが「皇帝」号であった。創出からわずかの期間で消滅した「皇帝」号であったが、秦の後継国家として出発した漢は、官僚体系や律令体系などその統治体制とともに「皇帝」号を秦から継承したのである。しかしその政治秩序に関しては、項羽の定めた「帝―王」という秩序を継承した。それは即位の事情が諸「王」からの推戴だったということもあるが、それ以外にも、広大な天下を有効に統治するために、遠隔地に一族を封建し、秦から継承した郡県制による統治を分割して行うために「郡国制」を採用したことが、大きな要因の一つであった。

「皇帝」が諸侯王と共に天下を共有するという大前提が生れたことで、「天子―諸侯」というもう一つの秩序構想が、あらためて表舞台に出てくることになる。それを推し進めたのが文帝である。文帝は高祖の路線を継承し、「郡国制」による国制整備を進めるなかで、「天」や「天子」

に関する言説を積極的に利用した。それは、宗室諸侯王の存在が前提となる中で、「皇帝」の地位を諸侯王より高め、さらには傍系であった文帝一族の家格を、他の有力な王家より上位に押し上げるためには、戦国後期以降、構想され言説化されてきた「天子―諸侯」という序列にもとづく秩序は、まさにうってつけだったからである。こうして、秦から受け継いだ「皇帝」と、戦国後期に言説化されていた「天子」とが、ともに漢代的秩序における君主号として併用されることとなり、武帝期以降の儒学による理論的整備の下地が出来たのである。

こうして結論をまとめてみると、「皇帝」と「天子」の関係については、西嶋氏以来の通説と大きく変わるわけではない。しかし、漢において「皇帝」と「天子」が接近していく過程に、郡国制という統治体制と宗室諸侯王の存在が大きく影響していたことは、看過できない問題である。こうした現実の状況が基底にあって、はじめて思想的な理論化が行われるはずである。

もちろん君主号の問題は、その君主号に込められた思想的な意味に直結している。そのため祭祀や儀礼の問題とも切り離すことはできない。「皇帝」や「天子」にまつわる祭祀・儀礼研究は近年でも盛んに行われており、本稿でもそうした分野の研究を参照したが、十分に活かし切れていない点が多くなってしまっている。諸賢のご批正を乞いたい。

(1) 西嶋定生「皇帝支配の成立」(岩波講座『世界歴史』(旧版) 第四巻、岩波書店、一九七〇)。

(2) 「皇帝」と「天子」の機能区分については、小島毅「天子と皇帝―中華帝国の祭祀体系―」(松原正毅編『王権の位相』弘文堂、一九九二)、金子修一

『古代中国と皇帝祭祀』(汲古書院、二〇〇二)などを参照。

(3) 栗原朋信「秦と漢初の「皇帝」号について」(『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館、一九七八)。

(4) 浅野裕一「秦帝国の皇帝概念」(『黄老道の成立と展開』創文社、一九九二)。

(5) 統一秦の諸政策については、鶴間和幸氏に一連の研究がある。

(6) 拙稿「郡国制の再検討」(『日本秦漢史学会会報』第六号、二〇〇五)。

(7) 豊田久「周王朝の君主権の構造について―天命の応受者を中心に―」(松丸道雄編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会、一九八〇)、「西周王朝と彤弓考―四方の匍有者(王)の性格について―」(『東方学』第八〇輯、一九九〇)。

(8) 田中柚美子「王と天子―周王朝と四方(一)」(『中国古代史研究』第六、研文出版、一九八九)、谷秀樹「西周代天子考」(『立命館文学』第六〇八号、二〇〇八)。

(9) 例えば、帝辛(紂王)期の作器とされる「小臣餘犧尊」に「王」字がある。

(10) 安部健夫「中国人の天下観念―政治思想的試論―」(『元代史の研究』創文社、一九七二)。天下観念の成立と展開については、渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から―』(校倉書房、二〇〇三)も参照されたい。

(11) 西嶋定生「皇帝支配の成立」(前掲)。

(12) 浅野裕一「秦帝国の皇帝概念」(前掲)。

(13) 戦国中期における「帝」の問題については、大櫛敦弘「斉王に見せた夢―「戦国縦横家書」における覇権のかたち―」(『人文科学研究』第八号、二〇〇一)を参照。同氏には戦国後期に構想された秩序の在り方を論じた「統一前夜―戦国後期の「国際」秩序―」(『名古屋大学東洋史研究報告』第一九号、一九九五)もある。

(14) 田中柚美子「王と天子―周王朝と四方(二)―」(前掲)、谷秀樹「西周代天子考」(前掲)。

(15) 吉本道雅「戦国前半の中原」(『中国先秦史の研究』京都大学出版会、

- 二〇〇五)。
- (16) 巡狩と入朝に関する言説については、拙稿「漢初の郡国廟と入朝制度について―漢初郡国制と血縁的紐帯―」(『九州大学東洋史論集』第三七号、二〇〇九)を参照。
- (17) 『礼記』曲礼篇の構成や西書年代については、吉本道雅「曲礼考」(小南一郎編『中国古代礼制研究』朋友書店、二〇〇一)を参照。
- (18) 秦から前漢にかけての郊祀制度については、鷲尾祐子「前漢郊祀制度研究序説―成帝時郊祀制度改革以前について―」(『中国古代史論叢』創刊号、二〇〇三)、目黒杏子「前漢武帝期における郊祀体制の成立―甘泉泰畤の分析を中心に―」(『史林』第八六巻第六号、二〇〇三)を参照。
- (19) 天子と天下観念との関係については、渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序』(前掲)に詳しい。
- (20) 吉本道雅「専制国家の胎動」(『中国先秦史の研究』京都大学出版会、二〇〇五)。
- (21) 「三皇五帝」については、星野亘「三皇五帝考」(『史学雑誌』第二〇編第五号、一九〇九)を参照。
- (22) 浅野裕一「秦帝国の皇帝概念」(前掲)。
- (23) 西嶋定生「皇帝支配の成立」(前掲)。
- (24) 栗原朋信「秦と漢初の「皇帝」号について」(前掲)。
- (25) 浅野裕一「秦帝国の皇帝概念」(前掲)。このほかに好並隆司「秦漢時代の天子と皇帝」(『岡山女子短期大学紀要』第二〇号、一九九七)も、この問題を扱っており、始皇帝は当初「皇帝」と「天子」を兼ねるところから出発したが、神仙に傾倒し「朕」をやめ「真人」を自称とした時点から、「天子」を捨てて唯一「皇帝」たらんとした、とする。
- (26) あるいは、始皇帝は「皇帝」の称号ひとつで、天下を実力で実効支配する者と、天地祭祀を主宰する者という二つの性格を持たせていたのかもしれない。「皇帝」が「三皇五帝」からとられており、「三皇」が「天・地・泰(人)」であることから、「皇」字のほうに、「天―人―地」の世界の垂直方向の祭祀をつかさどる意味があり、「五帝」が「東・西・南・北・中」の五方、すなわち世界の水平方向の支配をつかさどる意味があったとも考えられよう。
- つまり、垂直方向の祭祀を司る「皇」と、水平方向の統治を司る「帝」を組み合わせた造語が「皇帝」だった、という考え方もできるかもしれない。いずれも史料的な裏付けはなく、推測の域を出ないのではあるが。
- (27) 項羽の封建とその歴史的な意義については、李開元「秦末漢初の王国」(『漢帝国の成立と劉邦集団』汲古書院、二〇〇〇)を参照。
- (28) 明人、謝肇淛は『文海披沙』で「項羽尊懷王為義帝、猶假帝也」としているが、「義」を「仮」の意とするのは宋代『容齋隨筆』に「自外人而非正者曰義、義父、義兄、義弟、義服之類、是也。」とあるのが古い事例で、秦末漢初のこの時期にこうした意味があったかは疑わしい。「義」の本義は「ただし」であり、漢代までの文献で「義」を「仮の」という意味で使用している用例は管見の限り見られない。
- (29) 西嶋氏は劉邦による「皇帝」号の継承を、もと秦の博士で劉邦に仕えていた叔孫通の献議によるものとしている(『皇帝支配の成立』(前掲))。たしかに叔孫通は「其の儀号を為就す」(『史記』叔孫通列伝)とされるが、はたして「皇帝」号までも叔孫通の献議によるものかは、不明である。
- (30) 漢が秦制を継承していたことについては、栗原朋信「史記の秦始皇本紀に関する二・三の研究」(『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇)にも指摘がある。
- (31) 西嶋定生「皇帝支配の成立」(前掲)、浅野裕一「漢帝国の皇帝概念(一)」(『黄老道の成立と展開』創文社、一九九二)。
- (32) 拙稿「郡県制の再検討」(前掲)参照。
- (33) この詔と盟約については、大庭脩「制詔御史長沙王忠其定著令」について(『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二)、李開元「漢初軍功受益階層と漢代政治」(『漢帝国成立と劉邦集団』汲古書院、二〇〇〇)を参照。
- (34) 以下、文帝期の郡国制による統治体制の整備過程は、拙稿「郡県制の再検討」(前掲)および、拙稿「前漢景帝期国制転換の背景」(『東洋史研究』第六七巻第二号、二〇〇八)を参照。
- (35) 『史記』斉悼惠王世家に、「哀王三年(呂后二年・前一八六)、其弟章入宿衛於漢、呂太后封為朱虛侯、以呂祿女妻之。後四年、封章弟興居為東牟侯、皆宿衛長安中。」とあり、朱虛侯劉章については、呂后を前にした酒宴の席で

呂氏一族を罰したことで、「自是之後、諸呂憚朱虛侯、雖大臣依朱虛侯、劉氏為益彊」となった。

(36) 『漢書』楚元王伝に、「高后時、浮丘伯在長安、元王遣子郢客與申公俱卒業。……高后時、以元王子郢客為宗正、封上邳侯。」とある。

(37) 呂后崩御後の皇位継承争いの際に、劉沢が齊王に「沢於劉氏最為長年、大臣固待沢決計。」(『史記』齊悼惠王世家)と述べている。

(38) 『史記正義』に「齊有泰山、淮南有天柱山、二山初天子祝官不領、遂廢其祀、令諸侯奉祀。今令太祝尽以歲時致礼、如秦故儀。」とある。

(39) 本論第一章、及び鷲尾祐子「前漢郊祀制度研究序説―成帝時郊祀改革以前について―」(前掲)を参照。

(40) 『漢書』卷二十五郊祀志上の本文を、番号を付けて載せておく。

①魯人公孫臣上書曰「始秦得水德、及漢受之、推終始伝、則漢当土德、土德之応黃龍見。宜改正朔、服色上黃。」時丞相張蒼好律曆、以為漢乃水德之時、河決金隄、其符也。年始冬十月、色外黑内赤、與德相応。公孫臣言非是、罷之。明年、黃龍見成紀。文帝召公孫臣、拜為博士、與諸生申明土德、草改曆服色事。

②其夏、下詔曰「有異物之神見於成紀、毋害於民、歲以有年。朕幾郊祀上帝諸神、礼官議、毋諱以朕勞。」有司皆曰「古者天子夏親郊祀上帝於郊、故曰郊。」於是夏四月、文帝始幸雍郊見五時、祠衣皆上赤。

③趙人新垣平以望氣見上、言「長安東北有神氣、成五采、若人冠冕焉。或曰東北神明之舍、西方神明之墓也。天瑞下、宜立祠上帝、以合符応。」於是作渭陽五帝廟、同宇、帝一殿、面五門、各如其帝色。祠所用及儀亦如雍五時。明年夏四月、文帝親拜霸渭之会、以郊見渭陽五帝。五帝廟臨渭、其北穿蒲池溝水。權火拳而祠、若光輝然属天焉。

④於是貴平至上大夫、賜累千金。而使博士諸生刺六經中作王制、謀議巡狩封禪事。

⑤其明年、平使人持玉杯、上書闕下獻之。平言上曰「闕下有宝玉氣來者。」已視之、果有献玉杯者、刻曰「人主延寿」。平又言「臣候日再中」。居頃之、日却復中。於是始更以十七年為元年、令天下大酺。

平言曰「周鼎亡在泗水中、今河決通於泗、臣望東北汾陰直有金宝氣、意周鼎

其出乎。兆見不迎則不至。」於是上使使治廟汾陰南、臨河、欲祠出周鼎。人有上書告平所言皆詐也。下吏治、誅夷平。是後、文帝怠於改正服鬼神之事、而渭陽、長門五帝使祠官領、以時致礼、不往焉。

(41) 佐藤達郎「前漢の文帝―その虚像と実像―」(『古代文化』第五二卷第八号、二〇〇〇)。

(42) 拙稿「漢初の郡国廟と入朝制度―漢初郡国制と血縁的紐帯―」(前掲)。

(43) 文帝の籍田開始については、薄井俊二「前漢の文帝における儒家的皇帝像(その二)」(『埼玉大学紀要』教育学部(人文・社会科学Ⅱ)第四十八卷第一号、一九九九)、坂江涉「古代東アジアの王権と農耕儀礼」(鈴木正幸編『王と公―天皇の日本史』所収、柏書房、一九九八)を参照。中国古代の籍田については、谷口義介氏に一連の研究がある。谷口義介『中国古代社会史研究』(朋友書店、一九八八)。

